

平成22年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成22年9月15日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	奥田誠
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	10番	池口公二
11番	吉田盛彦	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	浦勝明	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	深見芳治	総務政策課 企画員	藪内博文
総務政策課 企画員	山本敏章	総務政策課 企画員	家高英宏
住民生活課長	廣井哲也	住民生活課 企画員	福田稔
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	谷本芳朋
税務課長	和田精之	税務課企画員	菅谷雄二

産業建設課長	脇田英男	産業建設課員 企画員	平田隆文
産業建設課員 企画員	植本亮	産業建設課員 企画員	三栖啓功
産業建設課員 企画員	川口孝志	上下水道課長	木村勝彦
上下水道課員 企画員	植本敏雄	教育委員会 総務課長	笠松眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 4 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 5 5 号 平成 2 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正
予算（第 2 号）
- 日程第 4 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算
（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 5 9 号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第 6 0 号 町有財産の処分について
- 日程第 8 議案第 6 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 年度第 1 - 1 号
公共下水道事業 朝来下水道管（20 工区）布設工事
（補助））
- 日程第 9 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 2 年度 第 1 号
体育施設管理事業 スポーツセンタークラブハウス建築
工事）
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 物品売買契約の締結について（平成 2 2 年度 第 8 号
体育施設管理事業 上富田スポーツセンター多目的
グラウンド A コート人工芝生購入）
- 日程第 1 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 議員派遣の件について
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回上富田町議会定例会3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第54号～日程第7 議案第60号

議長（奥田 誠）

この際、日程第1 議案第54号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件についての件から日程第7 議案第60号、町有財産の処分についての件まで7件を一括議題とします。

日程第1 議案第54号

議長（奥田 誠）

日程第1 議案第54号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

これは30%になるんですけども、これは非自発的、つまり自分の理由によって辞めたのじゃなしに辞めさせられた場合のやつだと思うのですが、今30%になっていますけども、この条例が決まった後で課税する場合に新しくこれを20%にするとかというようなことは考えられるものなのでしょうか。

議長（奥田 誠）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

12番、井澗議員さんにお答えいたします。

この条例改正につきましては、あくまでも非自発的失業者に係る国民健康保険税の月割の規定を定めるものでありまして、30%、20%ということではありません。

その点でご理解をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

もう1点だけ聞いておくのですが、これはある本で見ますと、ポイントとしては雇用保険の受給資格証を持つ人の内というそういう条件が入っているのですが、それはもうそうなのですか。

議長（奥田 誠）

税務課長、和田君。

税務課長（和田精之）

議員のおっしゃるとおり、あくまでも雇用保険での受給者証で確認しまして適用するというところでございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第54号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第55号

議長（奥田 誠）

日程第2 議案第55号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件について質疑を行います。

この件についてはページごとに行います。

歳出、13ページから行います。

10番、池口君。

10番（池口公二）

13ページの説明で、共同作業場の改修ですけども、これ、裁判をやっておいて引きずったやつですけども、これ、どういう目的を持ってどのような改修をするのかということ。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

現在、もう引き取って町の方で、大谷区と岩崎区と相談はしますけど、利用できるような格好になっております。

この予算を組む段階におきましては、ご存じのように床が沈下しているということで、下へ砕石を入れてそして平地にして20センチ上へかさ上げをするという、この工事と、そして屋根と内面をするというような格好で積算をしているのです。

ただ、今言われたように、今後どういうふうに貸すかということで交渉しているのですけど、高速道路の関係の仮設道路でちょっと家がかかるのです。そこの地主さんの人と話がついたのです。その中へ入っている店舗が、木材を扱う業者があるのです。そこは園芸土と一部を貸してほしいよ、そしてまたそれに関連する会社をしているのです。

できましたら、お許しいただきたいのは、1,200万円ほど組んでいますけど、入ってくる企業が決まったらそれに準じてするというので、ちょっと予算の流用もあり得るということでご了解いただけるようお願いしたいと思います。

あくまでも、下の床を直すということではしているのですけど、これはフォークリフトの関係上20センチほどで積算しております。ただ、フォークリフトせんと簡単にする場合やったらそれなりに予算減額して施工するとか、いろんな方法で、できましたら流用を認めていただけるようお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

10番、池口君。

10番（池口公二）

ということは、大谷区と岩崎区と、十分その辺は調整を取って行っていきやるというように解釈してよろしいんですか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

岩崎区の方へは相談していないのですが、あくまでも共同作業場ということで雇用の関係が出てくるので大谷区は相談しております。これは賃料を取るという話もしております。工事費が要るので、賃料を取ってでも町の負担にならんような格好にさせていただいて結構ですよというご返事もいただいております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑ありませんか、13ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

14、15ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

16、17ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

18、19ページ。

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

ちょっと説明を聞き漏らしたのですが、19ページの人工芝グラウンド新設工事請負費が人工芝だけの購入費に変わっておるのですが、材料費だけになったということなのですが、これは工事代金はどんなになるのですか。それから、人工芝は備品ということになるのですかね。

それから、工事代金がないのですが、人工芝を買ってそのまま積んでおくということですか。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

大石議員さんの質問にお答えいたします。

当初、人工芝敷設に関しましては工事請負費の方で予算を計上していたのですが、人工芝敷設については、工事をするというよりは物品購入に当たる部分の費用が相当高くございまして、85%以上がいわゆる人工芝を買うというふうなことでございます。

工事請負費で施工する場合には、いわゆる体育施設等の施工業者を介在して人工芝を購入してそこが施工するということになるわけですが、そうしますと経費等の問題が出てきまして、直接メーカーから人工芝を購入して、そこへ納めさせるといいですか、張りつけるわけですが、そういう作業にした方が経費が相当安くつくということを他府県等の事例からわかってまいりまして、このような方法にさせていただきました。

人工芝につきましては、備品ということで購入をさせていただくことにしております。

以上です。

議長（奥田 誠）

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

そうしたら、メーカーから直接仕入れて、メーカーに工事をさせるということですか。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

おっしゃるとおりでございまして、メーカーから直接仕入れまして、メーカーに敷設をさせるということでございます。

議長（奥田 誠）

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

申しわけないのですが、そうしますと、この7,980万の中には工事代金としては幾ら含まれているような格好になりますか。それはもう一緒に合算しての金額ということですか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

このことにつきましては、堺市に大きなサッカー場ができたのです。ここについて勉強に行ってこいと行かせたのです。そしたら今言ったような方法をしている。

極端な例を言いましたら、下部、要するに路盤については地元の業者にさせて、地元でできん部分だけ、要するに人工芝の部分だけほかへ出すというようなことにするような格好でしやるらしいです。

今回も、路盤については地元の業者でさせます。上部につきましては、後ほど物品の購入で議決いただきますけど、ゴムメーカーの方でさせて、敷く手間とかそういうものは物品の購入の中へ入るといふことにさせていただきたい。工事、あくまでも下の部分については路盤の整備で地元の業者、上についてゴムの業者がするといふことで、敷きならしの工事費については物品の購入の中へ含んでいるという解釈をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑ありませんか。

10番、池口君。

10番（池口公二）

後ほど請負契約が出てくるのでもうここで聞いておきますけれども、例えばそういう人工芝の工事も含んでといふことがあるのですが、物品の購入費の場合の瑕疵期間とか、工事請負費だったら多分2年とか瑕疵期間があると思うのですが、物品購入費の瑕疵期間とかその辺はどういうふうな定めがあるのか。そうでないと、物品購入しましたよ、工事違いますよ、瑕疵はどうするんですかといふ、当然、問題が発生してくると思うのです。なぜかといえば、人工芝についてはいろんなメーカーがあると思うのです。そういう中で、耐用年数がやはり少ない、多いといふ、聞けばいろんな議論があると思うのです。その辺はどういうふうなとらえ方をして、物品としての瑕疵といふのですか、そういうあたりを踏まえているのかといふのをお聞きします。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

10番、池口議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの、物品購入に関するいわゆる保証期間等のとらえ方ということであるかと思っております。いわゆる物品ということで、備品ということで今回購入するわけでございますけれども、当初、メーカーの方からいろいろ、幾つかのメーカーからさまざまな商品に

ついでの説明を受けたわけですが、おおむね大体3年ぐらいということが保証期間となっているというふうなことでございました。ところが、今回私どもはいろんな補助金をいただいて施工するという、それから2015年には国体があるということ踏まえまして、少なくとも6年間の保証をしてほしいということで仕様書でうたってございます。その約束の上で、今回この工事をすることになってございます。

以上です。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

20ページ。

9番、木本君。

9番（木本眞次）

20ページで、工事請負費の中で、救馬谷地区の地すべりですが、どの程度まで工事を行うのか。その後またいろいろとしていたらお金も要ると思うのですが、今回はそこでとめておくのか、また順次やっていくのかというの、その辺、お願いします。

議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、川口君。

産業建設課企画員（川口孝志）

9番、木本議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の工事内容ですが、押さえ盛土工、315体のトン袋と2,000立米の盛土を滑り面に行います。それと、横ボーリング、滑り面に対して横穴の排水ボーリングを抜きます。それはパイ90ミリの穴を25メートルで5本、放射線状に抜く工事があります。それと、山の頂上部の土砂の排土工6,000立米を予定してございます。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

ご理解いただきたいのは、今言った説明でとまるかとまらないかというのは、これはもう地すべりのことなのでわからんです。その都度その都度は相談させていただきますけど、我々、今アドバイスを受けているのは、押さえ盛土せよ、ボーリングせよ、上を取れ。そうなったときに、岩田を見た場合やったら、岩田の法面を保護しているとか押さえ盛土の分に擁壁しているというようなことが出てきます。ただ、そこまでお金をか

けてするかせんかとか、また大きな地すべりが発生するかというのがちょっとわからないので、今の段階ではその3点だけするというご理解をいただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

この地すべり、今の関連ですけれども、地すべり対策はやらなきゃならない、こうでなきゃならないと思うのですが、これで合わせて3,000万ぐらい要るわけですね。これの財源内訳はどのようになりますか。

議長（奥田 誠）

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

12番、井濶議員さんの質問にお答えいたします。

今のこの予算に関する財源ですが、関係者の方、1社なのですけども、町との方と2分1ということで、今後覚書……

（「町と」と井濶議員呼ぶ）

町と、今、実際この工事は上富田建設業親睦組合とそういう大規模発生協定書を結んでおります。そういった中で、地区、生馬と岩田になるわけなのですけども、クボタ工事さんが2分の1、町が2分の1ということの財源内訳になります。お願いします。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、歳入を行います。

歳入、10ページから。10ページ、11ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

歳入の12ページ。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

それでは、全体で質疑はありませんか。

（「全体というのは収入、支出両方ですか」と井濶議員呼ぶ）

議長（奥田 誠）

両方です。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

支出の方で聞き忘れたのですが、ちょっと教えてほしい。抜かったのですが、15ページの、これは私の聞き間違いかわかりませんが、大谷区運営補助金の350万というものについて、もう一度この積算を明らかにしてほしいというように思います。

それから、歳入につきまして、この会計を執行するにあたっての、交付税がどれだけ削られているという問題、それから、負担金、補助金の削られている問題、それから消費税の問題、これについて端的にお答え願います。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、藪内君。

総務政策課企画員（藪内博文）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

大谷地区運営補助金につきましては、予算額で350万円見てございます。大谷地区につきましては、任意ではございますが、大谷区会が設立されてございます。平成14年3月に地対財特法が執行されるまで、行政と大谷地区とのパイプ役として地区住民の生活の安定や福祉の向上など、重要な役割を果たしてございます。

今回の補助金につきましては、大谷区として大谷区住民の生活の安定と福祉と文化の向上を図り、豊かな地区づくりを推進する上で、今後発生するといわれる東南海地震や各地でたび重なる自然災害、また環境問題など、災害や防災に関する対策などを調査し、防災体制の強化などの課題解決に取り組むための地区補助金と考えてございます。

内訳としましては、区役員によります現地調査費として260万円計上してございます。

もう1点は、住宅用火災警報器設置補助金、これにつきましては90万円を見込んでございます。これにつきましては、平成16年度に消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が、平成23年5月31日までに設置する必要があると義務づけられてございます。これに伴いまして、大谷区としていつ発生するかわからない火災に対していち早く住宅内にいる人に知らせる住宅用火災警報器の設置を促進し、火災から家族の命を守るため、世帯全員に設置いただくことを目的に支援するということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、深見君。

総務政策課企画員（深見芳治）

12番、井澗議員さんの質問にお答えいたします。

まず、交付税の影響額でございますが、今年度、22年度、15億5,932万9,000円と決定してございます。12年との比較では4億1,960万8,000円となります。

次に、消費税でございますが、本3号補正後では理論上7,610万2,000円となります。三位一体の改革における影響額につきましては、7,830万円となると思われま。

以上でございます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

議案第55号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に反対をいたします。

反対をいたします理由は、なるほど補正予算ですから、単独的に考えますとこれは住民の暮らしに直結するものであります。そのことに異議を唱えるものではありません。

しかしながら、あくまでもこの予算というのは1億9,432万9,000円を追加して、そして総額を59億9,779万8,000円とするという、ここが問われている議案であります。しかもその中では、当初予算で申し上げたとおり、地方交付税の削減の問題、負担金、補助金のカット、消費税等々におきましても、普通交付税だけでも相当な減額の措置であります。こういうのを含んでいるものとして、その影響を受けた会計であるということ。

それから、このことに対して、町長はこれに対してものすごい苦心を持っております。そして、これはどうも大変だということもおっしゃっておられます。しかし、それに対して全面的に反対するという立場に立っておられません。この理由により、反対いたし

ます。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号、平成22年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（奥田 誠）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第3 議案第56号

議長（奥田 誠）

日程第3 議案第56号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

この会計で、国庫負担の削減の問題があります。これは、かつての国民健康保険への国庫負担税率から言いますと、現在は恐らく給付費の50%から30%になってもっと下がっていると思うのですが、そのことで受ける影響額というのは、平成22年度、こ

の会計でどれほどになるのか。

同時に、もう1つお聞きしておきたいのは、そういうのを含めて全体としてかつては50%、54%ですか、だったものが今は削られていて、全体の保険料、医療費全体に占める割合はどの程度になっているか。私の計算では全体の医療費の4分の1、25%強ぐらいになっているのじゃないかというように思います。そこはどうかというのをお聞きしたいと思います。

議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員（福田 稔）

12番、井濶議員さんの質問にお答えします。

療養給付費国庫負担金の比較でございますが、9月補正につきましては関係ございませんので、昭和56年度の療養給付費の国庫負担金の算定との比較ですが、当初予算と同じで2億7,600万円の差額でございます。それで、22年度の療養給付費の国庫負担金につきましては、23%でございます。よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第56号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）に反対いたします。

と申しますのは、私は上富田の国民健康保険税についてはかなりな努力を行政がしているということを率直に認めたいと思います。住民のニーズにこたえてかなり厳しいところを一般会計含めて守ってきているという観点があるわけですが、しかしながらそれがなぜ起きたかという問題について、国庫負担金が2億7,600万円削られているということが含まれていること、さらに全体としては23%にまでなっていると。つまり、もう75%は住民と町負担だということになってくる会計ですね。

そういう中での努力については評価をしつつ、そういう負担金が削られているということをもろに受けた会計。それが新しい政権になっても是正されないままに行われてい

ると。

そして、2つ目には、それに対して、そういうことについては町長自身も認めながら、全体としては反対の立場に立っていないということで反対いたします。

議長（奥田 誠）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号、平成22年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（奥田 誠）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第4 議案第57号

議長（奥田 誠）

日程第4 議案第57号、平成22年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第57号、平成22年度上富田町特別会計介護保険補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第58号

議長(奥田 誠)

日程第5 議案第58号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、平成22年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第1号)の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第59号

議長(奥田 誠)

日程第6 議案第59号、町道路線の認定についての件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第60号

議長(奥田 誠)

日程第7 議案第60号、町有財産の処分についての件を質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、町有財産の処分についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第61号

議長(奥田 誠)

日程第8 議案第61号、工事請負契約の締結について(平成22年度 第1-1号

公共下水道事業 朝来下水道管（20工区）布設工事（補助）の件を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

上下水道課企画員、植本君。

上下水道課企画員（植本敏雄）

議案第61号につきましてご説明申し上げます。

議案第61号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札（総合評価落札方式）に付した平成22年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（20工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成22年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（20工区）布設工事（補助）。

2．契約の方法 指名競争入札（総合評価落札方式）による契約。

3．契約金額 5,400万1,500円。

4．契約の相手方 和歌山市小松原通三丁目69番地、株式会社浅川組、取締役社長池内茂雄。

平成22年9月15日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札の総合評価落札方式による工事請負契約でありまして、今回で4回目となります。指名業者につきましては、株式会社浅川組、三友工業株式会社、東亜建設工業株式会社大阪支店、日本国土開発株式会社大阪支店、株式会社松村組大阪本店、三洋建設株式会社田辺支店、株木建設株式会社大阪支店、安藤建設株式会社大阪支店、株式会社竹中土木大阪本店、東洋建設株式会社和歌山営業所、若築建設株式会社和歌山営業所の11業者であります。

工事の場所につきましては、役場裏周辺の町道並びにスーパーセンター周辺町道に下水道管を埋設する工事でございます。

工事内容につきましては、開削工法によりまして管径150ミリの硬質塩化ビニール管、延長699メートルを布設する工事であります。

次のページに参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったときに、この契約と同一の条項により本契約を締結したものとすとなつてございます。

どうかご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

になってきます。これは一番高い方がいいというような格好でございます。例えば、今回の場合の2番札の東洋建設さんの場合でしたら1.635というように、小数点以下3位まで出てきますので、かなりシビアに出てきますので、同点というケースは今までにはないというのが実績でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（奥田 誠）

11番、吉田君。

11番（吉田盛彦）

あまり難しいさかいに、一気にそんなに言われても覚えられないのやけども、またゆっくり教えてもらいたいと思いますけども、そうすると、経験年数とかあって技術者何人おるとかといろいろ来ると思うのやけども、初めて会社を設立してやったやつがいくら安くても受けられへんということになってくるよな。

よくわからないところがありますけど、また別のところで教えてください。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、工事請負契約の締結について（平成22年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（20工区）布設工事（補助））の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第62号

議長（奥田 誠）

日程第9 議案第62号、工事請負契約の締結について（平成22年度 第1号 体育施設管理事業 スポーツセンタークラブハウス建築工事）の件を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

議案第62号についてご説明を申し上げます。

議案第62号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成22年度 第1号 体育施設管理事業 スポーツセンタークラブハウス建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成22年度 第1号 体育施設管理事業 スポーツセンタークラブハウス建築工事。

2．契約の方法 指名競争入札による契約。

3．契約金額 一金4,674万750円。

4．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役後 雅雄。

平成22年9月15日提出、上富田町長小出隆道。

この工事の指名業者は、株式会社後工務店、株式会社平建設、株式会社堀組、株式会社イワコー上富田、清水工務店、株式会社西峰工務店上富田営業所の6社であります。

工事概要につきましては、スポーツセンターの多目的グラウンドAコートに隣接する場所に鉄骨2階建て、延べ床面積331.77平米のクラブハウスを建築するものです。施設の内容は、事務室、会議室、更衣室、シャワー室、トイレなどを備えております。利用者の休息所等としてではなくて、各種会議や研修会、サークル活動など、多くの方々に利用していただけるものと考えております。

次のページに参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後

の条項に、議会の議決があったとき、この契約書は同一条項により本契約を締結したものとすとなっていますので、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、工事請負契約の締結について（平成22年度 第1号 体育施設管理事業 スポーツセンタークラブハウス建築工事）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第63号

議長（奥田 誠）

日程第10 議案第63号、物品売買契約の締結について（平成22年度 第8号 体育施設管理事業 上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコート人工芝生購入）の件を議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

議案第63号についてご説明申し上げます。

議案第63号、物品売買契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、物品売買のための指名競争入札に付した平成22年度第8号 体育施設管理事業 上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコート人工芝生購入について、下記のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的 平成22年度第8号 体育施設管理事業 上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコート人工芝生購入。

2. 契約の方法 指名競争入札による契約。

3. 契約金額 一金6,751万5,000円。

4. 契約の相手方、東京都港区高輪2丁目15番15号、ヨコハマ弾性舗装システム株式会社、代表取締役矢野幹夫。

平成22年9月15日提出、上富田町長小出隆道。

この人工芝購入における指名業者は、ヨコハマ弾性舗装システム株式会社、ミズノ株式会社、住友ゴム工業株式会社、株式会社アストロ、積水樹脂株式会社の5社であります。

工事概要につきましては、現在土身部分の多目的グラウンドAコート1万2,370平米を人工芝化するものでございまして、土身部分の路盤整備を行った後、その上に敷く人工芝を購入するものです。

完成後は、サッカー、ラグビー、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、あるいは運動会など多目的に利用できる施設となっており、多くの町民または観光、スポーツ等でご利用いただけるものと考えております。

次のページに参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったとき、この契約書は同一条項により本契約を締結したものとするとなっておりますので、ご承認賜われますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田 誠）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、木本君。

9 番（木本眞次）

先ほど、保証期間の件で、通常3年やけど今回6年ということなんですけども、この契約書の中にはその言葉がうたわれていないのですけども、それは再度契約のときにうたうのですか。

議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

木本議員さんの質問にお答えいたします。

保証期間の件につきましては仕様書の段階でうたってございまして、それに基づいての入札ということで、私ども受け止めております。

議長（奥田 誠）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

瑕疵担保になる損害賠償の年限ですか、損害の補償する期間というのはあらかじめ6カ年ということだったというふうに思うのです、さっき言われたと思うのですけども、これは覚書とかそういうものにしないと効力がないのじゃありませんか。つまり、仕様だけではあかんのじゃないですか。

それから、3のところ、現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分について損害賠償を妨げるものではないとなっているのですけど、こういう文章もあいまいな条項だというよう思うのですけど、どうですか。

議長（奥田 誠）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

工事請負費もこういう物品購入も仕様書にうたわれたことについては厳守するということで既に通っております。工事請負費なんかも、極端に言ったら細部まで、そういうものについてはうたわん部分もあるのも事実でございまして、仕様書は必ず厳守させます。

議長（奥田 誠）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、物品売買契約の締結について(平成22年度 第8号 体育施設管理事業 上富田スポーツセンター多目的グラウンドAコート人工芝生購入)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 諮問第1号

議長(奥田 誠)

日程第11 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

諮問第1号でございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

上富田町朝来3335番地の1、榎木正行氏、昭和28年8月27日生まれ。

上富田町生馬2859番地、出水精一氏、昭和29年5月29日生まれ。

上富田町岩田1813番地、野田 浩氏、昭和19年1月28日生まれ。

上富田町市ノ瀬926番地の2、山本 徹氏、昭和24年9月24日生まれ。

平成22年9月15日提出、上富田町長小出隆道。

現在、人権擁護委員さんは6名でございますが、このうち4名の委員さんにつきましては、12月31日をもって任期満了となります。

今回推薦する4名の方々につきましては、野田 浩氏は平成13年11月1日から人権擁護委員を務めていただき、人権問題に精通し、積極的に業務に取り組んでいただくことから、引き続き推薦をお願いしたいと思っております。

また、榎木氏、出水氏、山本氏の3氏の方々は、人権問題に精通し上富田町発展のために広範にわたり尽力をいただくことから、今回、人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥田 誠）

本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は適任とすることに決しました。

日程第12 議員派遣の件について

議長（奥田 誠）

日程第12 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長(奥田 誠)

日程第13 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

平成22年9月15日、上富田町議会議長奥田 誠殿。

総務教育常任委員会委員長榎本 敏。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、18) 学校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習(教育目標)の推進について、21) 上富田スポーツセンターについて、22) 上富田文化会館について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長畑山 豊。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳(町道網の整備)について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 砂利採取砕石事業について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 共同污水处理施設事業について、18) 合併浄化槽について、19) 福祉関係について、20) 保育所関係について、21) 環境衛生について、22) 保健衛生について、23) 介護保険について、24) 医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長池口公二。

調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木村政子。

調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長吉田盛彦。

調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長(奥田 誠)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田 誠)

ご異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会

広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

平成22年第3回町議会定例会を閉会するにあたりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会で上程させていただきました第4次上富田町総合計画基本構想の策定につきましては、特別委員会で慎重に審議をしていただき、本議会で可決をいただき、まことにありがとうございました。

また、平成21年度一般会計と特別会計の決算認定につきましては、特別委員会で審議をお願いすることになりました。沖田公子委員長を始め委員の皆さんにはご多忙のことと存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

これに合わせて、財政の健全化に関する報告議案を可決もいただきまして、まことにありがとうございます。この中で、実質公債費比率が年々高くなっています。高くなる要因としましては、上富田町の一般会計とか特別会計の町債の残高は横ばいですが、一部事務組合とかその他の事項で上富田町の負担が増していることが挙げられますし、今後もこれらの事業に係る負担増の方で、当分の間は高い水準で推移することが予想されます。このため、町の事業を調整する必要が出てきましたので、ご理解をください。

その他の議案としましては、条例、補正予算関係、町道の認定、町有地の処分、工事、物品契約、人事案件、すべてを可決していただきましたので、まことにありがとうございます。

本議会後は、基本計画の策定と平成23年度の予算編成にかかりますが、何分にも財政運用について不安定要素が多く、皆様のご希望におこたえすることが困難なことが多々出てきますので、ご理解をお願いします。

なお、上大中清掃施設クリーンセンターの契約更新につきましては、基本的な合意が出てきますが、地元町内会と最終調整を行いまして、理解が得られれば協定書を締結します。

また、統合保育所につきましては、岩田の用地で進めることで関係者へ今月末より説明を行いますので、この点もご理解をお願いします。

このことを含めまして、9月下旬から10月上旬にかけて町政報告を行いますので、ご参加をいただけるようお願いいたします。

次回、第4回定例会までには、10月1日に国勢調査が実施されますので、ご協力をいただけるようお願いいたします。また、みかん採り体験、コーナン明光バスとの共同で熊野古道散策、上富田元気市の開催、10月に入りましたら、現代ダンス活性化事業、11月では健康福祉と文化のまつり等のイベントが企画されています。

また、ただいま、1階正面展示室で、中南米移住写真展が開催されておりますし、26日はペルーのお話を聞く会も開催されますので、参加をお願いします。

閉会にあたりまして、お礼のごあいさつとします。

本当にありがとうございました。

閉 会

議長（奥田 誠）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田 誠）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて本日の会議を閉じます。

これにて平成22年第3回上富田町議会定例会を閉会します。

皆さん、どうも本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 奥田 誠

議事録署名議員 山本 明生

議事録署名議員 木村 政子